

○電波法施行規則第7条第5号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件の一部を改正する告示案 新旧対照表 (傍線部は改正部分)

改 正 案					現 行				
周波数の範囲 (注1)	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射 電力(注2)	備考	周波数の範囲 (注1)	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射 電力(注2)	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5100MHz から 5140MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W 以下		5100MHz から 5140MHz まで	北海道総合通信局管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	東北総合通信局管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W 以下			東北総合通信局管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	信越総合通信局管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W 以下			信越総合通信局管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	北陸総合通信局管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W 以下			北陸総合通信局管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	東海総合通信局管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W 以下			東海総合通信局管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	近畿総合通信局管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W 以下			近畿総合通信局管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	中国総合通信局管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W 以下			中国総合通信局管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	四国総合通信局管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W 以下			四国総合通信局管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	九州総合通信局管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W 以下			九州総合通信局管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W 以下			沖縄総合通信事務所管内	平成 29 年 6 月 30 日まで	1 W 以下	
<u>5650MHz から 5830MHz まで</u>	<u>東北総合通信局管内</u>	<u>平成 29 年 6 月 30 日まで</u>	<u>1 W 以下</u>	<u>注 3</u>					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注1) 発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

(注2) 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

(注3) 秋田県仙北市田沢湖生保内字下高野及び同市田沢湖卒田の区域に限る。